

参考資料

平成24年度
八幡浜市教育委員会
教育基本方針等

平成 24 年 度

八幡浜市教育委員会教育基本方針

こよなく八幡浜を愛し、国家及び社会の有為な形成者として、個性豊かで創造力に富み、社会の変化に対応する市民の育成を期する。

- 1 知性と創造性に富む豊かな人間性を育てる。
- 2 思いやりの心を培い、人権意識の確立を図る。
- 3 健康でたくましい体づくりに努める。
- 4 伝統と文化を尊重し、郷土愛を育てる。
- 5 国際化・情報化・少子高齢社会に対応する能力を培う。

平成 24 年度 学校教育の目標・努力点

1 学校教育の目標：「豊かな人間性を育てる教育」

「生きる力」を身に付けた児童生徒の育成を目指して、知・徳・体の調和を図り、地域に根ざした創意ある教育を推進する。

2 努力点

(1) 特色ある学校

児童生徒や家庭・地域の実態等を十分に踏まえ、学校の教育目標を明確にするとともに、学校評価システムの充実を図り、活力と潤いのある学校づくりに努める。

(2) 現職教育

校内研修の充実に努め、実践的指導力の向上と人間的魅力に富む教育専門職としての資質・能力の向上を図る。また、学習指導要領のねらいを実現する指導体制の確立に努める。

(3) 教科指導

「確かな学力」の定着と向上を目指して基礎・基本を徹底し、自ら学び、自ら考える力を育てるための学習指導や評価の改善・充実を図る。また、言語環境を整えるとともに、言語活動の充実を図る。

(4) 道徳教育

教師と児童生徒及び児童生徒相互の人間関係を深めるとともに、道徳の時間の充実や家庭・地域社会との連携を図りながら、豊かな体験を通して児童生徒の内面に根ざした道徳性を育てる。

(5) 外国語活動（小学校）

外国語を通じて、言語や文化について体験的理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てる。また、中学校との円滑な接続ができるよう連携に努める。

(6) 総合的な学習の時間

横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、学び方やものの考え方を身に付けるとともに、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する能力や態度を育てる。

(7) 特別活動

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度を育てるとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養う。

(8) 生徒指導

温かい人間関係の中で児童生徒理解に努め、一人一人の自己実現を目指すとともに、規範意識を高め、いじめ・不登校、児童虐待等の問題解決を期し、家庭・地域社会及び関係機関等との連携を密にした地域ぐるみの積極的な生徒指導を推進する。

(9) 人権・同和教育

自他の大切さを認め合い、実践的な行動力を身に付ける教育の充実に努める。また、家庭や地域社会と連携し、地域ぐるみの人権・同和教育を推進する。

(10) 進路指導・キャリア教育

児童生徒が自分自身の適性に気付き、自らの生き方を考え、主体的に進路を選択することのできる能力を育てる。また、キャリア教育の視点に立ち、全教育活動を通して望ましい勤労観・職業観を育てる。

(11) 特別支援教育

一人一人の障がいの状態や発達課題、学習上の困難等を把握するとともに、保護者及び関係機関と連携協力し、個別の教育支援計画や指導計画を作成・活用し、温かい人間関係の中で、適切な指導と支援の充実に努める。

(12) 健康教育(保健教育・安全教育・食育)

保健教育、安全教育、防災教育、食育等に関する指導の充実に努め、健康で安全な生活の習慣化に努める。また、安全・安心な学校づくりに努めるとともに、生涯スポーツの趣旨を生かし、心身を鍛えようとする意欲や態度を育てる。

(13) 情報教育

コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段について、発達段階に応じて適切に活用できるようにするとともに、家庭・地域と連携し、情報モラルの育成・向上に努める。また、ICTを活用した授業改善に積極的に取り組む。

(14) 環境教育

児童生徒が自然や生活に関わる体験活動を通して、環境問題への興味・関心、理解を深め、エコ活動などよりよい環境づくりに主体的に取り組む意欲や態度を育てる。

(15) 幼(保)・小・中の連携

幼(保)・小・中のブロック別研究推進体制を生かしながら、交流・連携を密にするとともに、校種間の適切な接続に努める。

(16) 家庭・地域社会との連携

学校・ブロック・市の「三層の情報還流方式」による情報交換を密にし、いじめ・不登校、児童虐待等の問題解決を含めた児童生徒の健全育成に努める。また、家庭・地域社会の教育力を活用し、開かれた学校づくりに努める。

平成24年度 重点施策

学校教育課

1 学校再編整備実施計画の策定と地域説明

平成23年度末の八幡浜市学校再編整備検討委員会からの答申を受け、今年度は教育委員会において答申内容を審議するとともに実施に向けた具体的な検討を行い、八幡浜市学校再編整備実施計画（案）を策定する。その後、市議会への報告、地域説明会などを行い学校再編整備計画を決定する。

2 学校施設の整備・営繕工事

(1) 耐震化工事

学校統廃合を考慮した今後の耐震化工事の進め方について検討を行う。

(2) 校庭芝生化

保内幼稚園と宮内小学校の芝生化を実施する。

3 学校備品の整備

(1) 理振法による整備(中学校)

(2) 図書資料の充実、管理備品の整備

(3) 教材備品、新学習指導要領移行に伴う教材備品

(4) 教育用、事務用コンピューターの整備推進

4 学習指導の充実

学校教育活動指導員制度を活用し、少人数授業・習熟度別指導など個に応じたきめ細かな指導の実施を推進し、基礎・基本の確実な定着や自ら学び自ら考える力の育成を図る。

5 英語教育の充実

外国語指導助手、外国語指導助手コーディネーターによる英語教育の充実、国際理解を推進する。

6 特別支援教育体制の整備

障害を有し、学校生活への適応が困難な園児、児童及び生徒が、豊かな学校生活を過ごせるよう支援を行う学校生活支援員制度の充実を図る。

7 教育相談・いじめ対策の推進

(1) 相談室、いじめ110番、いじめ対策委員会を設置し、いじめ問題解決の活動を推進する。

(2) スクールカウンセラー、スクールライフアドバイザー、ハートなんでも相談員等の活用を図る。

8 安全・安心な教育環境の整備

- (1) 小学校新入生に防犯ブザーの配布
- (2) 学校・警察の連携による「八幡浜の児童・生徒をまもり育てるサポート制度」に関する協定と運用。

平成24年度 学校給食の重点目標と主要施策

八幡浜市学校給食センター

I 学校給食の目標 (学校給食法第2条)

学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

- 1 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 2 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 3 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 4 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 6 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 7 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

II 主要施策

1 学校給食の充実

学校給食は児童生徒の成長期に必要な栄養の確保はもとより、集団で同じ食事をすることの楽しさや周りの人への思いやり等を通じて、望ましい食習慣や豊かな人間関係を形成していくなど「食」の指導を通して「生きる力」を育む健康教育の一環として極めて重要な役割を担っている。

また、最近、学校においては児童生徒の体力や運動能力の低下、また、心の健康問題が憂慮されているところだが、これらの背景には朝食欠食率の増加、カルシウム不足や脂肪の過剰摂取など「食」に起因するものがあると指摘されている。また、平成18年度より栄養教諭制度が施行されるなど、学校給食を通じての「食」に関する指導がますます重要になってきている。

こうした中で学校給食は栄養バランスのとれた食事内容や望ましい食習慣の形成等、生涯を通じた健康づくりの観点から、食事内容などの多様化を図るとともに学校、家庭等の連携のもと、食に関する指導を充実し、学校給食をより豊かで魅力溢れるものとするため、その充実発展に努めていきたい。

2 衛生管理の徹底

学校給食を推進するためには、何よりも衛生管理を徹底し食中毒を一掃する必要がある。平成8年度に多数の有症者を出した0-157での食中毒は減少しているが、サルモネラ菌やノロウイルスなどによる食中毒は依然として発生している。

特に、全国的にノロウイルスによる食中毒が多発し、本市においても例外ではなくなっている。

このような中、学校給食では安全な給食を提供するために、文部科学省作成の「学校給食衛生管理の基準」等を遵守し、調理施設設備の改善及び調理過程での衛生管理を徹底していきたい。

また、食中毒防止のためには、施設設備の点検整備に加え、そこで従事する職員の衛生管理に対する意識が非常に重要である。そのため各種の研修会へ積極的に参加して、職員の知識習得及び意識改革といったソフト面の充実にも重点をおいて万全を期していきたい。

3 地産地消の推進

学校給食の献立に地場産物や郷土食を取り入れることは、さまざまな教育的意義があり、食に関する指導の生きた教材としてより効果的に活用できることから、郷土食や地場産物を使った料理、地域の食生活、地域の産業等について日頃から理解を深め、工夫された魅力ある献立作りに努めたい。また、今後関係部局と連携し今以上のみかんの提供や地魚活用拡大など地場産物の積極的な活用を考えていきたい。

生涯学習重点施策の展開

1 充実した人生を送るための生涯学習の振興

(1) 生涯学習推進体制の確立

生涯学習を円滑に推進するための推進体制を確立し、学習のための諸条件を整備し推進を図る。

- * 生涯学習推進体制検討委員会の設置
- * 生涯学習推進の組織化
- * 学習情報の提供・学習相談の推進
- * 行政・民間関係団体との連携強化
- * 学校開放講座の推進
- * 生涯学習ボランティアの推進

(2) 生涯学習の推進

生涯各期における学習機会を拡充し、豊かな人間性を培うとともに、信頼と連携のきずなを強め、心の通うふるさとづくりに努める。

① 幼児教育

- * 保健行政と連携し、子育てに対する講座の開設

② 少年教育

- * 在学青少年の地域活動への参加促進
- * 子供会・少年団体指導者の養成
- * 講習会・研修会への参加
- * ボーイスカウトの事業促進

③ 青年教育

- * 青年団体の育成と地域活動への参加促進
- * 指導者の養成と研修会の開催
- * 青年団員の加入促進と拡充
- * 研修会への参加促進

④ 婦人教育

- * 婦人団体の育成と地域活動への参加促進

- * 指導者の計画的養成と確保
- * 婦人会員の加入促進と拡充
- * 婦人学級、家庭教育学級の開設

⑤ 成人教育

- * P T A活動の育成
- * P T A大学の開設
- * 地域ぐるみで取り組む愛護班活動の育成
- * 各種学習会への参加と促進

⑥ 高齢者教育

- * 高齢者の生きがいを高めるための学習の奨励
- * 高齢者教室の開設
- * 福祉行政の連携と社会参加活動の促進

(3) 生涯学習関係職員の研修と資質の向上

社会教育を推進する指導者の研修及び育成を計るとともに社会教育専門職員の養成に努める。

- * 生涯学習関係職員の研修
- * 社会教育指導者の実践活動の推進
- * 社会教育主事研修・養成

(4) 社会教育関係団体の育成

社会教育関係団体の活性化を目指し、組織強化を図り、関係団体等との連携・交流を深め、団体の育成に努める。

- * 指導者の研修及び養成の促進
- * 社会教育関係団体との連絡調整
- * 社会教育団体代表者交流会の開催

2 市民総参加のスポーツと健康教育の推進

(1) 社会体育の振興

スポーツに親しむ市民の拡大と継続したスポーツの推進を図り、社会体育を通じて、すべての市民が健康で明るい生活が出来るよう努める。

- * 体育協会・スポーツグループの育成
- * 軽スポーツ（生涯スポーツ）の普及

- * 指導者の養成・確保の促進
- * スポーツ教室・講習会の開催
- * 体育施設・設備の整備充実
- * 各大会、行事への参加
- * 保健体育と連携した健康づくりの推進

(2) 学校体育との連携

市民のスポーツ活動の場として、学校体育施設を開放し、広くスポーツの健全な普及発展と健康増進を図るとともに、学校体育との協力体制の推進に努める。

- * 体育団体・スポーツグループ団体との連携
- * 学校体育施設開放運営委員会の開催
- * 学校体育施設管理者との連携

(3) 野外活動の推進

児童生徒の自然とのふれあいの中での、豊かな人間性を養う野外活動の展開。

- * 青少年の野外キャンプ促進
- * 指導者の養成
- * 自然とふれあう機会の推進

3 人権文化の根づくまちづくりをめざし、あらゆる差別、偏見を解消するための人権・同和教育の推進

(1) 地域課題としての人権・同和教育の推進

人権文化の根づくまちづくりを推進するため、人権啓発課とともに、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題解決のための学習に努める。

- * ブロック別人権教育協議会における懇談会事業の実施
- * 各種学級における人権問題学習講座の実施
- * 企業・職域における人権問題学習の推進
- * 人権問題研修、学習活動及び各種大会等への参加
- * 人権問題に関する市民意識調査の活用

(2) 社会教育における人権・同和教育、啓発活動の充実

同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に対する正しい理解と認識を一層深めるため、教育・啓発活動の充実に努める。

- * 「人権尊重作品集」・「人権の輪」の発行
- * 人権・同和教育資料の配布

(3) 人権教育推進市町村事業の実施

- * 人権に関する学習機会の提供
- * 市人権・同和教育研究大会の実施

(4) 福祉会館・集会所における人権・同和問題学習及び諸活動の推進

同和問題をはじめとするあらゆる差別解消への自覚と力量をさらに高めるため、住民の学習実践活動の充実を図る。

- * 子ども会育成事業の実施
- * 講座・研修会の開催

(5) 国際化・情報化・高齢化社会に対応する人権意識の確立

- * テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等情報手段の活用
- * 各種人権教育啓発推進機関等の情報の活用

4 地域ぐるみで取り組む青少年の健全育成

(1) 青少年の健全育成

次代を担う青少年の健全育成を推進するため、明るい対話のある家庭づくりと楽しい魅力のある学校づくりを推進し、青少年をめぐる環境点検と有害環境の浄化に努める。

- * 青少年の非行防止
- * 明るい家庭づくりの推進
- * 有害環境点検浄化活動の推進
- * 相談活動の実施
- * 広報活動の推進

(2) 青少年の補導活動

青少年の非行防止推進のため、地域社会の強力な協力と地域ぐるみの運動に取り組み、関係機関との緊密な連携により、非行青少年の早期発見・早期補導に努める。

- * 青少年補導員の資質の向上
- * 地区補導活動の推進
- * 街頭補導の実施

- * 通報活動の活発化
- * 学校警察連絡協議会の開催
- * いじめの防止

5 楽しむ視聴覚教育の振興

(1) 視聴覚設備・教材の活用

視聴覚設備・視聴覚教材を活用し、学習効果を高め、教育の機会を拡充するとともに、各種学級・講座等の利用拡大に努める。

- * 視聴覚機材・教材の活用（ビデオ機材の活用）
- * 視聴覚機材・教材の利用に関する資料の活用
- * ビデオテープの無料貸出し
- * こども映画会・移動子ども映画会の開催

(2) 視聴覚教育指導者の養成

視聴覚教材の効果的利用を図るため、指導者の養成に努める。

- * 視聴覚教育技術講習会の開催
- * ビデオ編集講習会の開催

(3) 坂本視聴覚ライブラリーの活用

坂本視聴覚ライブラリー保有機器・教材の有効利用に努める。

6 活力あふれる公民館活動の推進

(1) 中央公民館の充実強化

中央公民館の施設機能や活動の充実に努めるとともに、地区公民館との連絡調整を円滑に行い、適切な指導助言に努める。

- * 市民に親しまれる受付業務
- * 一人一人の学習意欲に応える中央教室の運営
- * 地区公民館の指導育成
- * 市公民館連絡協議会との連携強化

(2) 公民館施設設備の整備

地域住民のふれあいの場としての公民館を、生涯学習の拠点として整備充実に努める。

- * 地区公民館、分館、自治公民館の設備、備品の充実

(3) 公民館活動の充実強化

地域活動の拠点としての公民館活動を推進し、心のふれあう元気なふるさとづくりに努める。

- * 公民館機能の充実
- * 地域住民を主体とした生涯学習の推進
- * 市公民館研究大会の推進
- * 学校週5日制と青少年の健全育成
- * 学社融合の推進強化
- * 生涯学習情報の積極的な提供
- * 職員研修の充実と資質の向上
- * 各種講座や集会の奨励の強化

平成24年度 文化振興基本方針

文化は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎ、生きる喜びをもたらし、人々を豊かにし、創造性を育むものである。また、郷土の豊かな自然や昔から親しまれている祭りや行事、歴史的な建物、地域に根ざした文化活動などは郷土への愛着を深め、市民のよりどころとなっている。

市民が真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな生活を実現していく上で文化は不可欠なものであり、文化芸術事業の振興や市民の文化活動の支援・交流促進を図るとともに、郷土の先駆者の顕彰事業などを行い、文化財の保存と積極的な活用に努め、個性豊かな地域文化を創造して、潤いと文化の薫りあふれる魅力あるまちづくりを推進する。

文化振興重点施策

1 文化振興業務

文化芸術事業・偉業を成し遂げた郷土の先駆者の顕彰事業を実施し、市民の地域文化活動を支援するとともに文化財の保存及び活用に努め、郷土愛の醸成ならびに個性豊かな地域文化を創造する。

(1) 芸術文化の振興

優れた文化芸術事業を開催するとともに市民の日常の学習や文化活動を支援し、地域文化を育む文化団体や文化ボランティアの育成及び連携を図る。

(2) 郷土の先駆者の顕彰

郷土の先駆者を顕彰する企画展を実施することによって、市民並びにこの地域の人々が、努力を重ねた先人たちの偉業とそれを輩出する地域的風土を再認識するとともに、この地域に住むことへの誇りと郷土愛を醸成する。

(3) 文化財の保存及び積極的な活用

身近にある歴史的な文化財を保存し、伝統的な行事を継承するとともに文化財の積極的な活用に努め、地域の特色ある文化活動の推進を図る。

(4) 文化拠点の整備及び充実

文化振興の拠点施設としての図書館、市民会館及び文化会館の施設、備品及び機能の充実を図る。

(5) 子どもたちが学校や文化施設等において舞台芸術、伝統文化、映画等の文化芸術に触れ、参加し、体験できる機会の充実を図る。

2 図書館業務

市民の身近にある文化施設として図書及び機能の充実に努めるとともに読書活動を推進し、地域文化の拠点としての図書館づくりを推進する。

(1) 図書館資料の整備及び充実

専門図書や児童図書など蔵書を充実するとともに八幡浜市に縁のある郷土資料などの収集と整備を図る

(2) サービス業務の充実

インターネットを利用した予約やリクエストに対して迅速な対応を行い、レファレンスサービス（情報要求対応）を強化するとともに弱者にやさしいサービスの充実に努める。

(3) 読書活動の推進及び読書団体等の育成

読書週間の周知を図り、ブックスタート事業などの実施により読書活動を推進するとともに読み聞かせボランティアグループや読書団体の育成を図る。

3 文化会館業務

優れた文化芸術事業を開催するとともに市民の文化活動の場を提供し、地域文化活動を支える人材の育成を図る。

(1) 文化芸術事業の開催

コンサート、古典芸能、演劇など優れた文化芸術事業を積極的に開催する。

(2) ロビー展、カルチャー教室等の開催

市民の日常の学習や文化活動の機会を提供するロビー展・カルチャー教室等を開催する。

(3) 文化活動を支える人材及びボランティアの育成協力

市民が文化芸術事業に参画する企画プロデュース事業を実施するとともに文化活動を支える文化会館友の会などボランティア団体の育成及び連携を図る。

4 市民会館業務

会館の施設・設備を整備するとともに市民の会館の利用を促進する。

(1) 施設・備品の整備

老朽化した施設を計画的に改善し、設備や備品を整備する。

(2) 会館の利用促進

市民団体との協力により会館の利用を促進する。